

## 若狭町から転出される方へ

在住中は、若狭町のためにご協力いただき、誠にありがとうございました。

転出届に伴って以下の手続きが必要となります。

※他の区市町村にお引越しいの方は、若狭町で転出届を行ってから、お引越しい後 14 日以内に新住所の市町村窓口で転入届を行ってください。正当な理由がなく 14 日をこえてしまうと、過料がかかる場合がありますのでご注意ください。

手続き	転出届出時の手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出（予定）日をもって自動的に廃止となりますので印鑑登録証を、お返しになるか、破棄してください。	必要な方は、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。
住民基本台帳カード (住基カード)	住基カードをお持ちの方は、原則としてカードを利用した転出・転入届を行います。	転入届出時に、必ず住基カードをご持参ください。その際に、暗証番号の入力が必要になります。
国民年金	手続きは必要ありません。	会社をお辞めになり厚生年金等を脱退された方は、国民年金加入の手続きをください。 年金受給者の住所変更届は平成 23 年 7 月より原則省略となりました。届出の要否は転入先の年金事務所にご確認ください。
国民健康保険	保険証をお返しください。 転出（予定）日をもって資格がなくなります。 国民健康保険税の精算をしていただく場合もあります。	改めて加入の手続きをしてください。
高齢受給者証	高齢受給者証はお返しください。	新住所地に確認してください。
限度額適用認定証	限度額適用認定証はお返しください。	新住所地に確認してください。
後期高齢者医療被保険者証	後期高齢医療被保険者証をお返しください。 限度額適用・標準負担額認定証をお持ちの方は、この証についてもお返しください。 ※新住所が、県外の有料老人ホームなどの介護施設（住所地特例対象施設）の場合は、転出届出時に必ずお申し出ください。  県外転出の方は新住所地提出用の負担区分証明書の交付申請をしてください。	○一般住宅等へ転出の方 転入時に負担区分証明書を提出してください。新住所地から新しい被保険者証が交付されます。 ○県外の住所地特例対象施設に転出される方 新住所地でのお手続きは必要ありません。 引き続き福井県後期高齢者医療広域連合が保険者となりますので、若狭町から新住所地が記載された被保険者証をお送りします。 ○限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方 新住所地に確認してください。

<p>介護保険</p>	<p>介護保険証をお返してください。        転出(予定)日をもって資格がなくなります。        ※新住所が有料老人ホームなどの介護施設の場合は、転出届出時に必ずお申し出ください。        要介護認定を受けて介護保険サービスを利用している方、または要介護認定の申請をされている方は、「受給資格証明書」の交付を受けてください。</p>	<p>○介護保険の認定申請をしていない方        新住所地で新しい介護保険証が交付されます。        ○住所地特例対象施設に転出される方        新住所地でのお手続きはありません。        ○要介護認定を受けている方、要介護認定申請をされている方        新住所地に住み始めた日から14日以内に若狭町で発行した「受給資格証明書」を持参して介護保険の手続きをしてください。</p>
<p>児童手当</p>	<p>転出に伴う消滅届を提出いただきます。</p>	<p>○所得証明書・印鑑・銀行の通帳・年金加入証明書を持参して、若狭町に届け出た転出予定日の翌日から数えて15日以内に支給申請の手続きをしてください。  <b>【注意】</b>        ●所得制限限度額が設けられました。        ●所得証明書の提出が必要です。誰の分が必要になるのかを新住所地にあらかじめ確認してください。</p>
<p>子ども医療費        身障医療費        母子医療費</p>	<p>転出に伴う喪失届を提出いただきます。        受給者証をお返してください。        転出(予定)日をもって資格がなくなります。</p>	<p>転出先の市町村で同様制度があるかご確認ください。</p>
<p>住民税について</p>	<p>平成25年度分の住民税は、平成25年1月1日現在の住所地である若狭町で課税されます。その後、他の区市町村や国外へ転出されても、平成25年度分の住民税は若狭町に納めていただくことになります。        所得証明についても若狭町で発行となります。        また、他の区市町村や国外へ転出される際には、納税管理人の手続きが必要な場合があります。</p>	
<p>原付バイク・二輪バイク・軽自動車の登録</p>	<p>車両の定置場が若狭町以外になる場合にはお手続きが必要です。        軽自動車税は、毎年4月1日現在の車両の所有者に、車両標識の管轄の自治体から課税されます。</p>	<p>原付バイク        若狭町で廃車手続き、または新住所地での転入手続きが必要        二輪バイク(125cc超)        新住所地の運輸支局でお手続きが必要です。        軽自動車        新住所地の軽自動車検査協会でお手続きが必要です。</p>